質問に対する回答書

業務名：忽那諸島アーティスト・イン・レジデンス実施業務委託

質問項目：仕様書の確認（パフォーマンスの条件等について）

	質問内容	回答内容
①	再公募仕様書 4（1）では、「アート作品又はパフォーマンス作品」の制作が認められています。 納涼台を一時的なパフォーマンス空間として使用し、新作の影絵等を上演した後、仮設機材を撤去・原状回復する形式でも履行要件を満たすでしょうか。	履行要件を満たしています。
②	滞在期間の算定について 募集要領に規定される「延べ 7 日以上 30 日以内」の滞在期間について、以下の取扱いをご教示ください。 ・1 名・1 組のアーティストが単独で 7 日以上滞在する必要があるか。 ・連続しない複数回の分割滞在でも認められるか。 ・複数アーティストの滞在日数を合算できるか。	・1 名・1 組のアーティストが単独で 7 日以上滞在する必要はありません。 ・複数回の分割滞在も可能です。 ・滞在日数の合算も可能です。
③	荒天時の対応について 納涼台を使用した屋外の公開発表等が、強風・荒天により実施困難となった場合、事前に委託者の承認を得たうえで、予備日への延期、または屋内会場への変更は可能でしょうか。	変更は可能です。

④	外部アーティストへの業務依頼について 受託者である当法人が企画統括・地域調整・事業運営等を担い、外部アーティストに作品制作やパフォーマンス上演等を依頼する場合、仕様書 6（1）の「業務の一部分の第三者委任」に該当し、事前の書面承諾が必要でしょうか。	事前承諾が必要です。
⑤	宿泊費及び委託料の支払について 仕様書 4（1）に規定される宿泊費（上限 20 万円）について、対象は滞在アーティ ストに限られるでしょうか。 アーティストの制作サポートを担当するスタッフの宿泊費も対象となるでしょうか。 併せて、宿泊予約・費用負担の具体的方法、委託料の前払・部分払の可否をご教示ください。	滞在するアーティストのほか制作をサポートするスタッフの宿泊費も対象となります。 ほしふるテラス姫ケ浜（https://www.himegahamasou.com/）への宿泊予約は委託者が行いますので、宿泊の希望日や部屋のタイプを事前にお知らせください。なお、施設の予約状況により希望に添えない場合は、受託者と調整させていただく場合もありますので予めご了承ください。 委託者は委託料及び滞在に係る宿泊費を負担しますが、それ以外の経費（本委託業務を実施するために必要な経費や滞在するアーティストの食費や洗濯代など）は受託者の負担となりますので、直接現金等でお支払いください。なお、中島の金融機関は農協と郵便局だけになりますのでご注意ください。 委託料の支払は原則完成払となりますが、具体的な内容について契約締結時に協議し、契約書に記載があれば前金払や分割払が可能です。

⑥	広報・集客について 地域住民を対象とするワークショップ及び公開パフォーマンスの参加者・観覧者募集について、受託者と松山市の役割分担をご教示ください。 また、松山市による公式広報媒体での周知、自治会・公民館・学校等への案内、地域関係者の紹介などの協力は可能でしょうか。あわせて、参加者・観覧者について目標人数があればご教示ください。	参加者や観覧者の募集については、受託者が行うこととしています。ただし、委託者も広報媒体での周知、自治会・公民館・学校等への案内、地域関係者の紹介など、できる限り受託者と協力として行いたいと考えています。 参加者や観覧者の目標人数は設定していません。

以上